

奈良県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業安倍地区第一工区）の換地計画を定めたので、同
条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写し
を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十五年十月二十八日から同年十一月十八日まで

二 縦覧場所

桜井市役所